

令和7年2月 日光市農業委員会総会議事録

日 時 場 所 令和7年2月20日 午後2時00分 日光市役所本庁舎会議室

出席農業委員	10名	
	1番 川村耕一	2番 沼尾綾乃
	4番 阿久津一男	5番 川村光代
	6番 渡邊毅	7番 小池毅
	8番 手塚幸子	9番 神山守
	10番 佐藤修一	11番 吉原浩之
欠席農業委員	3番 池田雄一	
出席推進委員	18名	
	12番 大嶋明男	13番 秋元光藏
	14番 北山隆	15番 伏木俊夫
	16番 大島一比古	17番 酒主学
	18番 福田重勝	19番 星野由紀夫
	20番 福田正明	21番 佐々木俊久
	22番 大貫宣秀	23番 西巻光次
	24番 福田浩一	25番 福田隆夫
	26番 大島省吾	27番 村上隆
	28番 富田順子	29番 青木容子
欠席推進委員	なし	
傍聴人	なし	
事務局	局長 川村賢一郎	係長 吉澤喜代子
	副主幹 永吉和彦	副主幹 佐藤達起
	主査 鶴見英明	
農業公社	局長 常盤紀生	

第1	—	議事録署名人の指名
第2	—	会期の決定
第3	報告第4号	農地法第5条の規定による許可書の交付について
第4	報告第5号	農地法第18条の通知について
第5	議案第12号	農地法第3条の規定による許可申請について
第6	議案第13号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
第7	議案第14号	農地法第5条の規定による許可申請について
第8	議案第15号	非農地証明願について
第9	議案第16号	農業経営基盤強化推進法第19条（農業地利用集積計画の公告）に基づく決定について
第10	議案第17号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農業地利用集積計画の公告）に基づく決定について
第11	議案第18号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

局 長	それでは、日光市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長を議長として会議を進めてまいります。よろしくお願いいたします。 はじめに、本日の出席委員は、農業委員11名中10名の出席であります。 農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は無効に成立しております。 なお、池田雄一委員から欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。推進委員につきましては18名全員の出席であります。 なお、本日の傍聴人は、いらっしゃいません。
小 池 毅 議 長 局 長 議 長	ただ今から、令和7年2月 日光市農業委員会総会を開会いたします。 本日の議事日程について、事務局長が朗読いたします。 （ 議事日程を朗読 ） 日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人については、私、議長に

		おいて指名したいと思います。8番 手塚幸子委員、9番 神山守委員を指名いたします。
議	長	続いて、日程第2「会期の決定」を行います。 本総会の会期につきましては、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 （「異議なし」との声あり） ご異議なしと認め、本総会の会期は、本日1日限りとすることに決めます。
議	長	日程第3、報告第4号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。 （佐藤副主幹挙手） はい、佐藤副主幹。
佐藤副主幹		総会資料1ページをお開き下さい。 報告第4号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。 先月許可書を交付しました5条申請案件は2件ございました。譲渡人、譲受人、土地の所在等は資料のとおりです。総会審議日は令和7年1月21日。許可日は令和7年1月21日。指令番号は日農委指令第5-45号から第5-46号で許可書を交付しております。
議	長	報告ではございますけれども、ご質問等ございましたらお受けいたします。 （「なし」との声あり） それでは、次に移ります。
議	長	日程第4、報告第5号「農地法第18条（通知）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。 （永吉副主幹挙手） はい、永吉副主幹。
永吉副主幹		報告第5号「農地法第18条（通知）について」ご説明いたします。 総会資料は、2ページから6ページとなります。 本案件は、農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となります。 渡人・受人の住所・氏名及び土地の表示、解約理由等は資料のとおりです。議案書の件数は10件で、1番から8番が市農業公社、9番・10番が農地中間管理事業の賃貸借の解約となります。 なお、今回の解約案件の、2番・5番・6番から8番について、利用権の設定が予定されております。
議	長	以上ご報告いたします。 報告でございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。 （「なし」の声あり） それでは、次に移ります。
議	長	日程第5、議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題いたします。 今月の現地調査は、遊休農地対策部会が担当しております。 はじめに手塚部会長から全体説明をお願いします。 （手塚幸子委員挙手） はい、手塚部会長。
手塚幸委員		今月は第3班遊休農地対策部会で、2月18日火曜日2班体制で現地調査に行ってきました。 第1班は阿久津副会長、大貫委員、村上委員です。第2班は私、手塚と、大島一比古

		委員、小池会長です。
		7 ページ3 条の担当者は、1 番・2 番・3 番は大貫委員、4 番は阿久津副部長です。10 ページ農地法第5 条の担当者は、1 番・2 番村上委員、3 番・4 番・5 番・6 番大島委員、7 番阿久津副部長です。13 ページ非農地証明の担当者は、1 番・2 番は私、手塚、3 番・4 番大貫委員です。
議	長	よろしくお願ひいたします
		それでは、番号1 番・2 番・3 番は関連しますので、一括して担当委員の報告を求めます。
		(大貫委員挙手)
大 貫 委 員		はい、大貫委員。
		総会資料7 ページ、議案第12 号の1 番・2 番・3 番を担当いたしました。1 番・2 番・3 番につきましては、一団の農地の申請となりますので、一括して説明いたします。
		本申請は、日光市吉沢地内において、売買を目的とした3 条申請です。申請人、申請地等については資料のとおりです。なお、譲渡人の住所ですが、申請番号1 番が県外、申請番号2 番と3 番が市外になっているのは、相続により農地を取得したことによるものです。
		案内図による説明。申請地は吉沢地内、日光市役所から東へ約1 キロメートルに位置しております。
		公図による説明。こちらが申請番号の1 番になります。申請番号の2 番がこちらとこちらの地番になります。申請番号3 番がこちらとこちらの三角の細い形になっております。申請地は全部で5 筆。5 筆とも登記簿地目は田、現況も田です。
		譲渡人は所有耕作農地を適切に管理し、家族2 人で水稻を作付けしております。購入後は、水稻の作付けを予定しております。
		現地写真の説明。公図によりますと、こちら側が北東になるのですが、ちょうど中間地点に市道が通っており、田の形は2 枚になっています。申請番号1 番がこちらで、申請番号2 番がこちらの地番とこちらになります。3 番が先ほど言った三角のところになります。これは同じ場所から西側に向かって撮った写真です。こちらの大きい番地のところの撮影になります。また、利用権はありません。なお、農地法第3 条第2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
議	長	ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
		それでは、現地調査後の検討・協議の結果について、部会から報告をお願いします。
		(阿久津委員挙手)
阿 久 津 委 員		はい、阿久津副部長。
		今、説明がありましたとおりに、現況も田として耕作しておりまして、部会としては許可相当と判断いたしました。
		ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議	長	現地調査後の検討・協議の結果の報告が終わりました。
		ここで、遊休農地対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。
		(川村委員挙手)
川 村 耕 委 員		はい、川村委員。
議	長	畔は誰の土地になっているのですか。
		(鶴見主査挙手)
鶴 見 主 査		はい、鶴見主査。
議	長	線の引き方の関係で、あそこに畔はございません。申し訳ありませんでした。
		他に何かございますか。
		(富田順子委員挙手)
		はい、富田委員。

富田委員		ここは圃場整備が済んでいるのですか。
大貫委員		たぶん済んでいないです。
議長	長	他に何かございますか。 (渡辺委員挙手)
		はい、渡辺委員。
渡辺委員		この3つの持ち主はご兄弟ということですか。
鶴見主査		3人の方はご兄弟で、お父さんから相続を受けたというかたちです。
議長	長	他に何かございますか。 ないようですので、質疑を終結し採決したいと思います。
		番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議長	長	挙手全員であります。
		よって、番号1番は、原案のとおり許可することにいたします。
議長	長	続いて番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議長	長	挙手全員であります。
		よって、番号2番も、原案のとおり許可することに決します。
議長	長	続いて、番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議長	長	挙手全員であります。
		よって、番号3番は、原案のとおり許可することに決します。
議長	長	続きまして、番号4番について担当委員の報告を求めます。 (阿久津一男委員挙手)
阿久津委員		はい、阿久津委員。 私は、総会資料8ページ、議案第12号の4番を担当しました。 本申請は、日光市土沢地内において、売買を目的とした3条申請です。申請人、申請地等は資料のとおりです。 案内図による説明。申請地は日光市土沢地内、土沢インターチェンジから東へ約580メートルに位置しています。 公図による説明。登記簿地目は山林、畑、原野。現況は田、原野です。 現地調査による写真の説明。譲受人は経営農地を適切に管理し、家族2人で水稻を作付けしています。購入後は、水稻の作付けを予定しております。水稻を何年か前まではしていたのですが、今現在は田という感じではないのですが、水稻を作付けする予定になっております。なお、農地法第3条第2号2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	長	続いて、現地調査後の検討・協議の結果について、部会から報告をお願いします。 (手塚部会長挙手)
		はい、手塚委員。
手塚委員		田にするには大変かなと思いますが、ただ今の説明により原野は田として利用すると思われしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	長	報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。 ここで、遊休農地対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。 (「なしの声」あり)
議長	長	ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。

議	長	番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員であります。 よって、番号4番は、原案のとおり許可することに決します。
議	長	続きまして、日程第6、議案第13号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題とし、番号1番について、事務局の説明を求めます。 (佐藤副主幹挙手)
佐藤副主幹		はい、佐藤副主幹。 総会資料9ページをお開きください。「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」の1番についてご説明いたします。 本申請は店舗を目的として、平成19年4月30日付栃木県指令上農政第5-20008号により農地転用の許可を受けた案件であり、変更内容は事業の承継となります。変更の理由ですが、当初申請地に飲食店を移転し経営する予定でしたが、当時の社会情勢や景気の動向等の理由により、移転する計画を断念することになりました。今回、承継者から申請地に店舗建設の希望があったことから、事業を承継することになったものです。なお、今回は土地利用計画が当時とは大きく変更となることから、こちらの事業計画の変更とあわせまして、農地法5条の申請も行なわれております。そちらにつきましては、議案第14号の5番に挙げさせていただいており、後ほど担当委員からご説明をいただく予定です。以上です。
議	長	説明が終わりました。 ここで、ご質問等ございましたらお受けいたします。
議	長	(「なしの声」あり) それでは、採決いたします。 番号1番について、原案のとおり変更することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
議	長	(挙手全員) 挙手全員でございます。 よって、番号1番は、原案のとおり変更妥当とすることに決します。
議	長	続いて、日程第7、議案第14号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、番号1番の担当委員の報告を求めます。 (村上委員挙手)
村上委員		はい、村上委員。 私は、総会資料10ページ、議案第14号の1番を担当しました。 本申請は、日光市小代地内において、園芸土採取を目的とした5条申請です。申請人、および申請地等は資料のとおりです。 案内図による説明。申請地は小代地内、落合中学校から南へ450メートルに位置しております。 公図による説明。登記簿地目は畑、現況は畑です。周囲の状況は、東側は道路、西側は畑、南に道路、北側は畑であります。 土地利用図による説明。現地には譲渡人1名、譲受人1名が立ち会い、申請地を園芸土採取に利用する計画でこの点にリボン杭が打ってありました。給排水はなし。雨水は敷地内浸透処理とします。採取限量として約21,684立方メートルを見込んでおり、掘削の深さは5メートル、保安距離として隣地および道路からは2メートルの距離を確保し、採取中の保安角度は45度とします。採取終了後は埋戻しを行い、再度農地として利用します。埋戻しに利用する土は建設発生土で埋戻しをし、表層には現地の発生土を戻す予定です。埋戻しは土砂条件の手続きを行う予定であり、埋め立て用土の販売計画書が添付されております。今まで畑で栗を作っていた土地で、周りにイノブタの

		電柵のような感じで、周りを囲んでありました。譲渡人に、これは何ですかと聞いたら、栗泥棒が入るので、それを防ぐためにこの電柵を昔はっていたということです。今は栗もやらなくなって、こういう現状になっておりました。これが一番上でだいたい平らなのですが、こちらのほうは、道路から傾斜がついた土地であり、道路がちょっと狭いので、21,000立法メートルの土を運び出すということになると、大型ダンプが出入りするような道がないと工事ができない。こちらのほうから出入口を造るらしいのですが、下の道路からここまでは鉄板を敷いて、ダンプが入って土を運びやすいような状態を造るということです。 以上のことから、周りに及ぼす影響もないと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議	長	現地調査後の検討・協議の結果について、部会報告をお願いします。 （阿久津一男委員挙手） はい、阿久津委員。
阿久津委員		今、説明してもらったとおり畑なのですが、写真のとおり栗の木とか竹とか生えていて、現地調査のときも伐採をしておりました。整地をして園芸土を採取することなので、部会としては何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。 ここで、遊休農地対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。 （神山委員挙手） はい、神山委員。
神山委員		今の左側の矢印の図から道があります。今、写真のところに写っているのはハウスですか。
村上委員		これは太陽光が設置してあります。
神山委員		その道幅がハウスだったらどうなのかなと思いました。
阿久津委員		下と上のところは真ん中に道路が空いているのですが、そこは鉄板を敷いて行き来するということです。
神山委員		上の場所と下の場所の間は橋ですか。
阿久津委員		これは橋ではなくて鉄板です。
議	長	他に何かございますか。 （川村耕一委員挙手） はい、川村委員。
川村耕委員		埋戻した後には何をやるかはわからないでしょうか。
村上委員		埋戻し後は、畑として利用するということです。
議	長	他に何かありますか。 （「なし」の声あり） ないようですので、質疑を終結し、採決したいと思います。 番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 （挙手全員） 挙手全員であります。 よって、番号1番は、原案のとおり許可することに決します。
議	長	続きまして、番号2番について、担当委員の報告を求めます。 （村上委員挙手） はい、村上委員。
村上委員		私は、総会資料10ページ、議案第14号の2番を担当しました。 本申請は、日光市明神地内において、太陽光発電を目的とした5条申請です。申請人

		及び申請地等は資料のとおりです。
		案内図による説明。申請地は明神地内、日光市落合運動公園から西へ65メートルに位置しています。
		公図による説明。登記簿地目は畑、現状も畑です。周囲の状況は東側は宅地、西側は宅地、南側は宅地、北側は元家が建っていた宅地でしたが、今は更地になっており雑種地です。
		現地には、譲受人1名が立ち会いました。申請地を太陽光発電設備に利用する計画で杭が打ってありました。給排水はなし。雨水は敷地内浸透処理とします。譲受人は東京都千代田区に本店を置き、太陽光発電事業を主な業務とする、令和6年に設立された資本金700万円の法人です。今回、申請地の所有者に同意を得ることができたため、太陽光発電設備用地として借り受け、利用したく申請にいたしました。以前にもこの後ろ、同じ会社なのですけれども、ソーラーの設備がしてあります。賃貸借は30年ということです。
議	長	以上のことから周りに及ぼす影響もないと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
		続いて、現地調査後の検討・協議の結果について部会から報告をお願いいたします。 (阿久津副部会長挙手)
阿久津委員		はい、阿久津委員。
		今、説明にもありましたが、隣接地にもパネルが見えるのですけれども、あそこに太陽光の施設があります。周りも見てのとおり住宅になっておりまして、問題がないと思われま。部会としては許可相当ということで、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
村上委員		言い忘れました。申請地には124枚の太陽光パネルを設置する計画です。この上のほうにパワーコンディショナーを10台セットして、他の電力盤はみんな直流で電気を流しているのですけれども、直流では送れないので、このパワーコンディショナーを通して電気を交流にして送るということです。以上です。
議	長	丁寧な追加ありがとうございます。
		今回の申請は全体の中の下赤い部分だけが農地ということで、そちらの申請になります。
		ここで、遊休農地対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。 (神山委員挙手)
神山委員		はい、神山委員。
		今、委員長からもこの赤枠だけの申請だということなののですけれども、その北側の部分は、以前申請があったのですか。
村上委員		ここは宅地なのです。今回の申請は、この土地が畑なので申請したわけです。
議	長	今回は農地を転用することなので、赤枠で囲まれた部分だけの検討になります。
		他に何かございますか。
		(福田重勝委員挙手)
福田重委員		はい、福田重員。
議	長	今の売電価格はいくら位するのですか。
佐藤副主幹		事務局からお願いします。
議	長	今回、報告を受けておりますのは、kw/hあたり12円ということです。
		他に何かありますか。
		(「なし」の声あり)
		それでは質疑を終結し、採決したいと思います。
		番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議	長	挙手全員であります。
		よって、番号2番は、原案のとおり決定いたします。

議 長	それでは、番号３番について担当委員の報告を求めます。 （ 大島一委員挙手 ） はい、大島委員。
大 島 一 委 員	私は、総会資料１０ページの議案第１４号の３番を担当しました。 本申請は、日光市瀬川地内において、使用貸借３５年により一般住宅の建築を目的として転用する案件です。申請人及び申請地等は資料のとおりです。 案内図による説明。申請地は瀬川地内、今市小学校から北西へ約６００メートルに位置しております。 公図による説明。登記簿地目は田、現況は畑です。周囲の状況は、東側は一般住宅、西側は宅地、南側は道路、北側は原野です。こちらが東側です。西側も宅地、北側は原野となっております。 土地利用図による説明。現地には土地家屋調査士が立ち合いました。申請地を住宅新築に利用する計画で杭打ちがしてありました。給排水は公共の上下水道を利用いたします。雨水は敷地内浸透処理といたします。こちらが市道になっています。こちらが小学校です。こちらが日光東照宮方面です。公図は先ほどのこちらは地続き、隣地が実家になっていまして、今回の申請の理由は、隣地に両親が住んでいまして、子供さんが将来の両親の介護や老後のことを勘案して、現在はアパートに住んでおりますけれども、将来を考慮してこちらに新築することで申請に至ったものです。 現地写真。こちらが市道、こちらが小学校です。こちらに行くと並木の交差にすぐにぶつかって国道、日光街道と交差します。申請地はこちらで、両親の家はこちらにあります。すでに二階建てが建っています。こちらが原野です。ここに側溝が通っております。現地は、高低差が約３０から４０センチメートルあり道路より低いです。こちらとあまり段差がないように土砂を入れるという話ですが、土砂の埋め立てに関して厳密に言うと、どうなのだということになりますけれど、日光市の条例では５００平米以上は、その申請が土砂条例によって搬入する場合にはするのですが、本申請は４１７平米なのでその条例の許可等は不要と。自分の住宅ですから問題がない土を入れるということで、出入口に支障のない範囲内で盛土をするということです。 以上のことから周りに及ぼす影響がないと思われます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	現地調査後の検討・協議の結果について、部会報告をお願いします。 （ 手塚幸子委員挙手 ） はい、手塚部会長。
手 塚 委 員	これは息子さんたちが隣の土地をもらって家を建てるということで、ただ今の説明により許可相当と思われますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	部会報告まで終わりました。 ここで、遊休農地対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問をお受けいたします。 （ 「なし」の声あり ） それでは質疑を終結いたします。 番号３番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 （ 挙手全員 ） はい、挙手全員であります。 よって、番号３番は、原案のとおり許可することに決めます。
議 長	続きまして、番号４番について担当委員の報告を求めます。 （ 大島一委員挙手 ） はい、大島委員。
大 島 一 委 員	私は、総会資料１１ページ、議案第１４号の４番を担当しました。

本申請は、日光市高德地内において、売買により道路拡幅及び駐車場を目的として転用する案件であります。申請人および申請地等は資料のとおりです。

案内図による説明。申請地は高德地内、東武鬼怒川線新高徳駅から南東へ約2.1キロメートルに位置しています。

公図による説明。登記簿地目は田、現況は田。農地区分は第2種農地となっております。農振地区等の該当はしておりません。周囲の状況は、東側は山林、西側が道路、国道です。南側は田、北側は道路です。国道から、計画地への進入路です。

土地利用図による説明。現地調査には行政書士が立ち会いました。申請地は駐車場に利用する計画で、表示、杭打ちがしてありました。給排水は敷地内浸透処理といたします。敷地の隣地は田になっていますが、こちらの段差は、雨水の処理は敷地内浸透ですが、申請地のほうが、田より低いものですから、よほどの大量の雨が来ない限りは、ほぼ問題ないということで、万が一、線状降雨になったような場合には、国道から流れることを想定しても、過去の水田の尻水がこちらに流れて、かなり低いものですから、鬼怒川が流れているので、余剰の雨水は今まで通り尻水のところを通して流れるだろうと。申請人は法人で、隣地に会員制のリゾートホテルを建設、それに伴いまして道路の幅員が狭く道路の拡幅工事を行い、従業員の雇用上の一環として駐車場を確保するということです。駐車場はこの白地の空いているところも含めて利用するということで、申請地は今回農地として、このピンク色のところが申請になります。

現地調査でマンションをまたいで駐車場のところですが、現地確認にいったところ、3メートルから4メートルぐらいの幅で土石が埋まっていました。かなりここは低いので高低差があります。これはどうですかということで言ったのですが、過去に何かしらの理由で埋めてしまったのですが、一応、現地調査で農地を5条申請でやる場合には、現場を見ましたので事務局と相談した上で、事務局で始末書をいただくということに決まったようです。

写真による説明。こちらが国道、こちらが申請地、こちらが農地、山林、手前のここに土石が入っています。通常だったら、ここから農機具が入るようになっているのですが、必要以上に埋まっているので、何れの理由でもやっぱり許可をとってやるべきだろうということで、先ほどの話になりました。ここが今回のマンションリゾートに対する、こちらが元々の温泉権を持っていた方が持っていた建物があったところですが、これが進入路で、ここ一体がリゾート地の用地になります。

以上のことから周りに及ぼす影響がないと思われますので、審議のほどよろしく願いいたします。

議 長
佐藤副主幹
大島一委員
議 長

事務局に始末書は出ていますか。

まだ出ていません。

条件でお願いしたそうです。

この件について何かご質問ございますか。

(「なし」の声あり)

それでは質疑を終結し、採決したいと思います。

番号4番について原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、番号4番は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長

続きまして、番号5番について担当委員の報告を求めます。

(大島一委員挙手。)

はい、大島委員。

大島一委員

私は、総会資料11ページ、議案第14号の5番を担当いたしました。

本申請は、日光市芹沼地内において、売買により店舗建設を目的として転用する案件

		です。申請人および申請地等は資料のとおりです。
		案内図による説明。申請地は芹沼地内、日光消防本部から北東へ1.1キロメートルに位置しています。現地調査時には土地家屋調査士が立ち会いました。申請地を店舗施設に利用する計画で杭打ちがしてありました。給排水は公共の上下水を利用いたします。雨水は敷地内の浸透。敷地内ですが、店舗ですから舗装になりますが、一時的なストックの雨水についての対応は、処理槽を設置するようです。それで飲み切らない場合は側溝がありますので、この辺一帯は側溝を利用すると。
		本件申請は3筆、合計1,691平方メートル、要開発行為許可が必要となりますので、今回、開発行為同時申請ということで、立会人も許可を前提として、こちらも申請の許可を、農地転用を申請するということです。
		空中写真。こちらがスーパーでこちらがお寿司屋さんとか商業施設です。登記簿地目は田、現況は更地となっています。周囲の状況は、東側は道路、西側も道路、南側も道路、北側も道路。一帯すべて道路に囲まれています。こちらが国道になります。赤道ということで、登記上はなっています。家屋調査士さんが言うのには、認定外道路ということです。公図上は道路になっています。
		以上のことから周りに及ぼす影響もないと思われます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議	長	現地調査後の検討・協議の結果について部会から報告をお願いいたします。
		(手塚委員挙手)
手 塚 委 員		はい、手塚部会長。
		これは9ページに計画変更申請があった案件です。
		ただ今の説明により問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議	長	はい、報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。
		ここで、遊休農地対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。
		(酒主委員挙手)
酒 主 委 員		はい、酒主委員。
大 島 委 員		計画図はないのですか。
議	長	こちらです。こちらが建物です。店舗、駐車場です。
酒 主 委 員		よろしいですか。
大 島 一 委 員		先ほど言われた、雨水処理はどうなっているのですか。槽をつけるとか。
議	長	事務局さんお願いします。
佐 藤 副 主 幹		はい、佐藤副主幹。
		こちらのほうに雨水浸透槽を設置する計画になっています。都市計画法の開発許可を申請していますので、そちらの指導基準に基づきまして雨水処理はされることになっています。
酒 主 委 員		わかりました。
議	長	他にご質問ございますか。
		(川村耕一委員挙手)
川 村 耕 委 員		はい、川村委員。
大 島 一 委 員		出入口は1カ所ですか。
		都市計画の申請はどうなっているか、何箇所とか制限があるから。すべて都市計画のほうに準じていると思います。
議	長	(佐藤副主幹挙手)
佐 藤 副 主 幹		はい、佐藤副主幹。
議	長	出入口は2カ所というふうに伺っております。
		(吉澤係長挙手)

吉澤係長	はい、吉澤係長。 現地に行ったときに確認しましたところ、図面に記載のあるこちらの他に、こちら側を検討調整しているということで回答を受けています。以上です。
川村一委員	一番、日光市の中でも交通事故が多いところで、そういうふうな事故にならないような形でお願いしたいと思いますけど。
議長	(渡邊委員挙手)
渡辺委員	はい、渡辺委員。 何ができる予定ですか。
佐藤副主幹	予定では が入るということです。
議長	具体的には都市計画法の開発とか申請のほうで、中身はさらに検討されると思います。 他に何かご質問ございますか。
神山委員	(神山委員挙手) はい、神山委員。 備考欄に売買価格が5,000万円ということですけども、間違いではないですよね。
議長	間違っていないです。
大島一委員	そこまでは現地調査で立ち入りませんので、その時によって変動しますから、そういうことでご理解をお願いします。
議長	他に何かご質問ございますか。 (「なし」の声あり) それでは質疑を終結いたします。 番号5番について、賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員であります。 よって、番号5番は、原案のとおり許可することに決めます。
議長	続きまして、番号6番について担当委員の報告を求めます。 (大島一委員挙手)
大島一委員	はい、大島委員。 私は、総会資料11ページ、議案第14号の6番を担当いたしました。 本申請は、鬼怒川温泉大原地内において、売買により資材置き場を目的として転用する案件です。申請人および申請地等は資料のとおりです。 案内図による説明。申請地は東武鬼怒川線、東武ワールドスクウェア駅から南東へ約150メートルに位置しております。 公図による説明。登記簿地目上は田、現況は雑種地、更地です。周囲の状況、東側は雑種地、西側は道路、南側は宅地、北側は道路です。 土地利用図による説明。現地には行政書士が立ち会いです。申請地を駐車場兼資材置き場に利用する計画で、一体を杭打ちで表示してありました。駐車場と資材置き場なので、雨水は敷地内浸透です。 現地調査で、ここに立ってみますと、これがガードレールになっていまして、一回り内側に申請図がありますが、過去に現地ではこれがフラットになっていまして、土石が入っています。この赤い線のところまでガードレールなのです。赤い線とこの間のところは埋めてしまったので、元々は間知ブロック45度斜面で、藤原町との境界になっていたわけです。前の事情があるようですが、許可前に埋めてしまったので、始末書は前後しますが出してもらいます。この間は申請では入っていません。あくまでもこの内側、赤い線から左とかこちらは道路に関わらず全部町の所有です。 それと、こちらが過去に開発許可を取って、1,000平方メートルを超えていますの

		で、今回はそれとは混合しないで。ここに他人の土地の所有権がここ入っていますので、こちらとは連動しないで土地開発をこちらだけで起こすと。その区分は、この赤い線のところに境界で明確にフェンスを建てるということで申請に至ったものです。
		以上の事から周りに影響を及ぼすおそれもないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	現地調査後の検討・協議の結果について、部会から報告願います。 (手塚部会長挙手)
		はい、手塚委員。
手 塚 委 員		ただ今の説明により、一番向こう側はコンクリート、アスファルト置き場のスペースになるそうです。真ん中が石置き場になって、一番手前が砂利スペース置き場になるそうなので、部会では許可相当と思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。 ここで、遊休農地対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。 (「なし」の声あり)
議	長	それでは質疑を終結いたします。 番号6番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員であります。 よって、番号6番は、原案のとおり許可することに決します。
議	長	続いて番号7番について担当委員の報告を求めます。 (阿久津委員挙手)
		はい、阿久津委員。
阿 久 津 委 員		私は、総会資料12ページ、議案第14号の7番を担当いたしました。 本申請は、日光市今市地内において、売買により宅地分譲を目的として転用する案件です。申請人および申請地等は資料のとおりです。 案内図による説明。申請地は今市地内、JR今市駅から南東へ400メートルに位置しています。 公図による説明。登記簿地目は田、現況も田です。周囲の状況は、東側が水路、西側が田、南側が水路、北側が道路です。 土地利用図による説明。現地には、譲受人及び土地家屋調査士が立ち合いました。申請地を宅地に造成する計画で、4区画杭打ちがしてありました。給排水は、公共の上下水道を利用します。雨水は、敷地内浸透処理をします。 写真による説明。現在ここは分筆して平米数を確保したみたいなので、このところには下水道が通っていますので、ここに流すようなかたちになるということです。 以上のことから周りに及ぼす影響もないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	それでは、現調査後の検討協議の結果について、部会から報告をお願いします。 (手塚委員挙手)
		はい、手塚部会長。
手 塚 委 員		ただいまの説明により、平らな土地になっていますので、許可相当と思われますので、よろしくお願いいたします。
議	長	報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。 ここで、遊休農地対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。 (川村耕一委員挙手)
		はい、川村委員。
川 村 耕 委 員		事務局に聞きたいのですが、都市計画法用途地域（第1種住居）というのは、どうい

		うものですか。
佐藤副主幹		都市計画法上は、用途地域というものが定められておりまして、用途地域の定められたところには、建築できる用途であったりとか、建蔽率や擁壁率とかの定めがあります。この場所につきましては、第1種住居ということで定められているのですが、今回のケースに記載していなかったのですが、用途地域内の農地転用にあたりましては、建売分譲もしくは建築条件付きの分譲でなく更地での分譲は可能となります。そういう違いがあります。
議 長		他に何かご質問等ございますか。 (「なし」の声あり) それでは質疑を終結し、採決いたします。 番号7番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員であります。 よって、番号7番は、原案とおり許可することに決します。
議 長		続きまして、番号8番について事務局の説明を求めます。 (佐藤副主幹挙手)
佐藤副主幹		はい、佐藤副主幹。 それでは、資料12ページ、議案第14号の8番についてご説明いたします。申請地は、もともとは農振農用地であり昨年8月の総会におきまして、農振除外についてご審議いただきました農地となります。今年1月に農振除外の手続きが完了いたしまして、今回の農地法第5条の申請となりました。なお、こちらにつきましては、当初の計画に変更がないことから、今回の調査部会の現地説明を行わず、事務局からの説明のみとさせていただきます。 案内図の説明。申請地は、旧野口小学校から西へ約400メートルに位置しております。日光市七里地内になります。 公図による説明。登記簿地目は畑、現況も畑となっております。周囲の状況は、東側が畑、西側が道路、南側が畑、北側も畑となっております。 土地利用計画図の説明。申請地に建築面積132.25平方メートルの木造平屋建ての一般住宅を建築する計画となっております。給水につきましては、市水道を使用し、汚水雑排水は合併浄化槽で処理後、敷地内処理浸透というかたちになっております。雨水につきましては、敷地内自然浸透となります。なお、申請地は、南側が傾斜した地形となっておりますが、擁壁等の設置はなく、今回は盛土のみとなります。土を盛り崩れない勾配を取りまして、土砂の流出がないよう施工するという計画です。土砂につきましては、大田原市もしくは茨城県笠間市から搬入するということでお話を伺っております。
議 長		現地写真。8月の現地調査時から特に大きな変更等は生じておりません。左側のほうは8月の現地調査時のもの、右側が2月に入ってから撮影したものになっております。 以上のことから、周りに及ぼす影響もないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長		事務局の説明が終わりました。 皆様方のご意見・ご質問をお受けいたします。 (川村耕委員挙手)
川村耕委員		はい、川村委員。 土砂の搬入が大田原だったら問題ないと思うのですが、県外の土砂というのは構わないのですか。
佐藤副主幹		今回のケースですと、一般の住宅、自ら居住する住宅で面積500平方メートル未満となり、土砂条例の規定にはかからないものになりますので、県外からの持ち込みとい

議	長	うのも可能になります。
		他に何かご質問ございますか。
		(富田委員挙手)
富 田 委 員		はい、富田委員。
		埋め立ての件ですけど、かなり遠方からだとコストが掛かるのではないかなと思います。
佐 藤 副 主 幹		何か理由があるのですか。
		伺いましたところ、建設されるハウスメーカーさんの契約先が、大田原と茨城県笠間にあるということでした、どちらから持ち込まれるというのが通常ということです。
議	長	他に何かご質問ございますか。
		(「なし」の声あり)
		それでは、採決したいと思います。
		番号8番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(挙手全員)
		よって、番号8番は原案のとおり許可することに決します。
議	長	続いて、番号9番について事務局の説明を求めます。
		(佐藤副主幹挙手)
佐 藤 副 主 幹		はい、佐藤副主幹。
		総会資料は12ページ、議案第14号の9番についてご説明いたします。
		当該申請地は、農振農用地であり、昨年12月の総会におきまして、用途区分の変更についてご審議いただきました農地となります。こちらにつきましても、1月に用途区分の変更手続きは完了いたしましたので、今回の5条申請となりました。
		本申請は、養豚施設のための管理棟を目的とした賃貸借による5条申請となります。
		案内図による説明。申請地は、轟小学校から南に約700メートルの位置にございます。
		公図による説明。登記簿地目は山林ですが、現況は田となっております。周囲の状況は、東側が畑、西側が道路、南側も道路、北側も道路となります。東側の畑につきましては、すでに豚舎の施設になっております。
		土地利用計画図による説明。申請地に建築面積100.20平方メートルの管理棟、作業駐車スペース、通路を設置する計画となっております。上水は、上町谷水道組合というところで整備されている施設の水道に接続し、下水は合併浄化槽で処理後に敷地内処理という計画になっております。雨水につきましては、敷地内の自然浸透です。
		現地写真による説明。右側が現在の写真となります。12月に撮影した際の写真が左側となりますが、特に大きな変化等はありませんでした。
		以上のことから、周囲に及ぼす影響もないと思われます。ご審議のほどよろしく願います。
議	長	事務局の説明が終わりました。
		ご意見・ご質問等があればお受けいたします。
		(「なし」の声あり)
		それでは、番号9番について採決したいと思います。
		番号9番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(挙手全員)
		挙手全員であります。
		よって、番号9番は、原案のとおり許可することに決します。
議	長	続いて、番号10番について事務局の説明を求めます。
		(佐藤副主幹挙手)
		はい、佐藤副主幹。

佐藤副主幹

同じく12ページ、議案第14号の10番についてご説明いたします。こちらにつきましても、昨年8月の総会におきまして農振除外のご審議をいただきました農地となります。同じく1月に農振除外の手続きが完了いたしましたので、今回の5条の申請となりました。

本申請は、有機質肥料置き場を目的とした賃貸借による5条の申請となります。

案内図による説明。申請地は新里街道、猪倉交差点から西へ約2キロメートルに位置しております。

公図による説明。登記簿地目は山林ですが、現況は田となっております。周囲の状況は東側が水路、西側が道路、南側が既設の工場の敷地、北側が青地となっております。

土地利用計画図による説明。当該事業者は、有機質肥料の製造を行っている業者ですが、今回こちらの敷地を、肥料を保管、熟成する場所として使用する計画です。今回、構造図が提出されておきまして、底面に舗装等を行わないのですが、地盤から90センチメートルほど掘り下げまして、境界の部分にL型擁壁を設置するという構造を予定しています。堆肥を積み上げる高さですが、1.5メートルということで報告を受けております。こちらが底面からL型擁壁の高さと同じ高さになっております。こういったかたちで設置することによりまして、また、境界から少し間隔をあけて積んでいくことによって、外部への流出を抑えるということで対策をしていくということです。今回の整備に伴いまして、給排水はありません。雨水は敷地内の自然浸透となります。

現地写真による説明。上側が昨年8月の現地調査の際の写真となります。下の段が2月に撮影をした現地調査の写真となります。2月に撮影した写真ですが、中には入れなかったもので外側からの写真になります。8月の際には中に入って撮っていただいたのですが、今回は外側からしか写真を撮れませんでした。特に手を加えられている部分、変化などは見られませんでした。

以上のことから、周囲に及ぼす影響がないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

ご意見・ご質問等ございませんか。

(吉原委員挙手)

はい、吉原委員。

吉原委員

今、事務局の説明で賃貸借によるということでしたが、資料だと売買によると記載されています。どちらなのでしょう。

佐藤副主幹

大変失礼しました。売買による所有権移転になります。訂正いたします。申し訳ございませんでした。

議長

他に何かございますか。

(渡邊委員挙手)

はい、渡邊委員。

渡邊委員

意見というか気を付けてもらいたいのですが、私も現地に行ったときに、畜産農家の立場で言わせてもらおうと、畜産農家のほうが努力しているなというふうな感じを受けました。今やった9番のところでも誤解があるような質問が前回ありましたので、誤解がないようにしっかり管理してくださいということを、先方に言うていただければと思いますので、よろしくお願いします。

議長

その旨、意見書を加えるということによろしいでしょうか。

渡邊委員

我々からすると、あそこは環境三法はできないので、そういう意味で見てくると、畜産農家のほうがしっかり管理しているなというイメージが私は受けました。それで何かあると畜産農家に迷惑がいくというか、また誤解が生まれるかたちになるので、そこら辺の管理はしっかりしてくださいというお願いといえますか。

議長

畜産農家の堆肥場と言ったら、屋根が全部設置されて、雨水が入ることはないけれども、こちらは。

渡 邊 委 員	堆肥はどうかあれですけれども、現地見た感じで少しずれがあるなという感じはありましたので、間違いはないと思うのですけれども。
議 長	前回より漏水対策はしてあるようには見受けましたが。 （ 佐藤副主幹挙手 ） はい、佐藤副主幹。
佐 藤 副 主 幹	こちらにつきましては、環境に関する法令、また条例などに基づく指導のもとに実施されるということで、対象としては水質・悪臭・騒音とに伺っております。これらの規制に多少の違いはあるかと思えますけれども、生活安全課それから県などを含めて、指導を行うと思います。
議 長	他に何かご質問はございますか。 （ 「なし」の声あり ） ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 番号１０番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 （ 挙手全員 ）
議 長	挙手全員であります。 よって、番号１０番は、原案のとおり許可することに決します。
議 長	時間も経過しているので、ここで休憩を入れたいと思います。 （ 休憩 午後３時５４分 ）
議 長	（ 再開 午後４時０５分 ） 日程第８、議案第１５号「非農地証明願について」を議題とし、番号１番について、担当委員の報告を求めます。 （ 手塚委員挙手 ）
手 塚 委 員	はい、手塚部会長。 私は総会資料１３ページ、議案第１５号の１番を担当しました。 本議案については、日光市野口地内において、宅地として利用しています。願出人、願出地は資料のとおりです。 案内図による説明。願出地は野口地内、旧野口小学校から東へ約８２０メートルに位置しています。 公図による説明。登記簿地目は畑、現況は宅地です。 土地利用図の説明。現地には願出人が立ち合いました。願出地は、昭和６２年ごろから建物として利用しており、３８年以上経過しています。 建物登記等による説明。昭和６２年の建物の登記簿が添付されており、３８年以上宅地として使用されていることが確認できます。 写真による状況。写真でもわかるように建物がありました。親から相続したときには、この状態だったとのことでした。 以上のことから、証明することに問題がないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	現地調査後の検討・協議の結果について、部会から報告願います。 （ 阿久津委員挙手 ） はい、阿久津部会長。
阿 久 津 委 員	今の説明のとおりで、登記簿等でも確認されまして、３８年以上経過しておりますので、部会としては何ら問題もないと思われますので、ご審議のほどをよろしくお願いします。
議 長	報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。 ここで、遊休農地対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。 （ 「なし」の声あり ）

議	長	それでは終結し、採決いたします。 番号1番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議	長	挙手全員であります。 よって、番号1番は、原案のとおり証明妥当といたします。
議	長	続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。 (手塚委員挙手)
手 塚 委 員		はい、手塚委員。 総会資料13ページの15号の2番を担当しました。 本申請は、日光市藤原地内において、宅地として利用しています。願出人、願出地は資料のとおりです。 案内図による説明。願出地は、会津鬼怒川線新藤原駅から北へ380メートルに位置しています。 公図による説明。登記簿地目は畑、現況は宅地です。 土地利用図による説明。現地には行政書士が立ち合いました。境界は赤いスプレーがありました。建物を建設し、現在に至るまで宅地として利用しています。借人は父からの相続以前から不在不明の状況です。 空中写真による説明。昭和51年撮影の空中写真が添付されております。49年以上宅地として使用されていることが確認できます。 現地の写真による説明。写真でもわかるとおり建物がありました。この角々に境界のスプレーがされております。 以上のことから、証明することに問題がないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	それでは、現地調査後の検討・協議の結果について、部会から報告願います。 (阿久津副部会長挙手)
阿 久 津 委 員		はい、阿久津委員。 今、説明があったとおりです。空中写真等でも確認され建物が建っております。部会としては、何ら問題がないと思われますので、審議のほどをよろしく願います。
議	長	それでは、遊休農地対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。 (「なし」の声あり)
議	長	それでは、採決いたします。 番号2番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議	長	挙手全員であります。 よって、番号2番については、原案のとおり証明妥当とすることに決します。
議	長	続きまして、番号3番、4番は関連しますので一括で担当委員の報告を求めます。 (大貫委員挙手)
大 貫 委 員		はい、大貫委員。 私は総会資料13ページ、議案第15号の3番、4番を担当しました。この3番、4番につきましては、願出人及び願出をした経緯が同じで隣接地となりますので、一括して説明いたします。 本申請は、日光市瀬川地内において、宅地として利用しています。願出人、願出地は資料のとおりです。 案内図の説明。こちらが3番、こちらが4番で鍵の手になっています。願出地は瀬川

地内、東武鉄道日光線上市駅から3番が約300メートル、4番が約280メートルに位置しております。

公図の説明。3番のほうが1筆、4番の願出地が2筆。3筆とも登記簿地目は田、現況は宅地です。

土地利用図による説明。現地には土地家屋調査士が立ち合いました。3番、4番とも日光市役所の維持管理課と隣接土地の所有者と、願出地の境界協定を行いまして、境界標の貼り付けと杭が打ち込まれた表示がしてありました。こちらは3番の願出地なのですが、〇〇〇番地というところなのですけれども、昭和47年に隣接する〇〇〇番地、それと〇〇〇番地に建物が建てられて以来、宅地として利用しており53年経過しております。4番の願出地は2筆ありまして、〇〇〇番地は昭和47年、こちらの〇〇〇番地に建物が建てられて以来、やはり宅地一体として利用しています。それと、〇〇〇番地の願出地は昭和47年、こちらは昭和45年に建物が建てられて以来、両方同じく宅地一体として利用しています。

空中写真の説明。昭和51年の空中写真が添付されていますが、49年以上宅地として利用されていることが確認できます。

現地による写真。こちらが3番の申請地です。4番のほうがブロック塀からこの辺だと思えるのですけれども2筆です。このようなかたちの願出地になります。願出地の細長い土地ということですが、こちらの3番と4番周辺の一帯の土地は、願出人さんの所有の土地でありまして、そちらの土地を分筆、宅地として売り出した際に、周辺の残った土地がまだ願出人さんの土地があったらいいのですけれども、そちらのほうの排水路のほうの敷地確保として残したらしいです。しかし、今回願出地の隣接する建物が建っている土地の所有者の方から、現状のままで今後土地の活用が非常に難しいと、そういったかたちで話があって、今回の非農地証明願に至ったそうです。

以上のことから、証明することに問題がないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査後の検討・協議の結果について、部会から報告願います。
(阿久津委員挙手)

阿久津委員 はい、阿久津副部長。
今、説明がありましたとおりですけれども、見てのとおり宅地という感じで確認されております。何ら問題がないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、遊休農地対策部会以外の皆様のご意見・ご質問等をお受けいたします。
(「なし」の声あり)

議 長 それでは質疑を終結し、採決いたします。
まず、番号3番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

議 長 (挙手全員)
挙手全員であります。
続いて、番号4番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(挙手全員)
挙手全員であります。
よって、番号3番、4番は、原案のとおり証明妥当とすることに決します。

議 長 続きまして、日程第9、議案第16号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
(永吉副主幹挙手)

永吉副主幹	はい、永吉副主幹。
	議案第１６号「農業経営基盤強化促進法第１９条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」ご説明いたします。
	本議案については、旧法である農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、日光市が作成した農用地利用集積計画（案）を決定するために審議をお願いするものです。また、当該法律は旧法であります。地域計画策定までの経過措置として行うものです。今月は所有権移転と利用権設定の案件がございます。
	まず、所有権移転の案件になります。総会資料は１４ページとなります。今月の件数は１件で、面積合計は２筆で６，３０６．００平方メートルとなります。譲渡人、譲受人の住所、氏名及び土地の表示等は申請のとおりとなります。
	次に、利用権設定の案件ですが、総会資料は１５ページから３２ページになります。件数は３８件、面積合計は１２５筆で、２２８，８０１．８６平方メートルとなります。内訳は申請番号１番が農業委員会扱いの利用権の更新。申請番号２番から３８番が日光市農業公社の扱いの案件で、新規が２２件、更新が１６件となっております。
	設定をする者（貸付人）、設定を受ける者（借受人）の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。
	以上の計画の内容は、旧法である農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	それでは、議案書２３ページ１８番について審議いたします。
	ここで、農業委員会等に関する法律第３１条第１項「議事参与の制限」の規定を準用し、１７番酒主学委員の退席を求めます。
	（ 酒主学委員退席 午後４時２１分 ）
議 長	それでは、１８番について、ご質問等ございましたらお受けいたします。
	（ 「なし」の声あり ）
議 長	それでは、質疑を終結し、採決いたします。
	議案第１６号のうち１８番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
	（ 挙手全員 ）
議 長	挙手全員であります。
	よって、議案第１６号のうち１８番については、原案のとおり決定することにいたします。
	ここで、酒主学委員の着席を認めます。
	（ 酒主学委員着席 午後４時２２分 ）
議 長	続いて、議案書２７ページ２６番について、審議いたします。
	ここで、農業委員会等に関する法律第３１条第１項「議事参与の制限」の規定により、１１番吉原浩之委員の退席を求めます。
	（ 吉原浩之委員退席 午後４時２３分 ）
	それでは、２６番について、ご質問等ございましたらお受けいたします。
	（ 「なし」の声あり ）
議 長	それでは、採決いたします。
	議案第１６号のうち２６番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
	（ 挙手全員 ）
議 長	挙手全員であります。
	よって、議案第１６号のうち２６番については、原案のとおり決定することに決します。
	吉原浩之委員の着席を認めます。
	（ 吉原浩之委員着席 午後４時２３分 ）

議 長	それでは、議案第16号のうち18番、26番以外の案件について審議いたします。 ご質問等ございましたらお受けいたします。 (大貫委員挙手) はい、大貫委員。
大 貫 委 員	16ページから19ページまでの賃貸借の金額なのですが、近年では見られないような賃貸借の金額なのですけれども、何を賃貸借しているとかはご説明できないでしょうか。
議 長	(常盤局長挙手) はい、常盤局長。
常 盤 局 長	まず、現地の状況を説明いたしますと、ビニールハウスで苺を栽培しております。主に観光客向けに苺狩りを運営しております。よく言われることですが、施設園芸の中でも苺は高収益作物ということで、農地面積一反部あたりの収益も高めの水準になっていると思います。加えまして、ここの施設では苺狩りにあたりまして入園料を徴収しております。大人1人トップシーズンで2,200円の金額になります。こういったことから、当該農地から上がる収益に見合った水準で、この賃貸借料を設定したのかなと捉えております。
議 長	よろしいでしょうか。
大 貫 委 員	もう1つ、こちらは地目のほうが田、畑になっていますけど、毎年農業委員会のほうで農地の賃貸借の価格設定をしておりますが、こちらの金額には、こういった金額というのは反映されるのですか。
議 長	(吉澤係長挙手) はい、吉澤係長。
吉 澤 係 長	こちらの分につきましては、来年の金額には平均には加算されて計算されます。
議 長	他にありませんか。
	(大島昭吾委員挙手) はい、大島委員。
大 島 昭 委 員	個人間の賃貸借で農業公社が中に入っているというような記載になっていますけれども、農地バンクを通しますよと。個人対個人の農業公社扱いがなくなって、農地バンクを経由する貸し借りになるという話が、令和7年4月からですか。その辺はどうなっているのかお聞きします。
議 長	(常盤局長挙手) はい、常盤局長。
常 盤 局 長	年度内に公告があったものについては、農業公社扱いということになりますので、実質的に来月3月の総会が最後になるかなと思っております。
議 長	他に何かご質問ございますか。
	(佐々木委員挙手) はい、佐々木委員。
佐 々 木 委 員	先ほどの苺を栽培しているところの賃貸料金、10アール3万円強の賃貸が出ていますけれども、これは来年の標準作業料金表の中に反映されると今お話がありましたが、標準料金表、田畑のいわゆる賃貸料ということで、最低と最高ということに表示されます。そうすると、1反歩5,000円安いのではないか。農業委員会の標準は35,000円が一番高く出ているけれども、どうなのだというような話も、貸し手のほうからたまに聞きます。ですから、表記の仕方、例えば特殊に今のように施設園芸とか、他の園芸作物もあるかもしれませんが、あの耕作量を見ると、単純に田の賃貸料というような感じで皆さんイメージをしている方が非常に多いので、その辺の表示の仕方も工夫をしていただけるとありがたいなと思っております。これは来年の話であります。
議 長	(吉澤係長挙手) はい、吉澤係長。

吉澤係長	こちらは先月の議案のときにもご説明させていただいたのですが、平均の金額には今の賃貸借の料金も入ってきますが、最高額・最低額の表記の仕方については、上限の3割分はカットして、実際の7割に当たるところは最高額。下の3割を切って7割に当たるところを最低額として表記されています。今年からそれについてもわかりやすいように、チラシの中に記載した状態で表現するようにいたしましたので、改めてご覧いただければと思います。また、何かご意見があれば取り入れていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。
議長	(常盤局長挙手) はい、常盤局長。
常盤局長	質疑とは直接関係ないのですが、参考までに申し上げます。今回のこの苺のビニールハウスの地目を田と表記してございますが、当地では主食用水稻以外の作物、いわゆる転換作物といたしまして、ハウスで苺を栽培している状況にあります。皆様のお手元に届いたかなと思うのですが、確認野帳にも同様の内容で登録されていることから、今回、田と判定したような経緯でございます。
議長	他に何かご質問ございますか。 (「なし」の声あり) 採決したいと思います。 議案第16号のうち18番、26番以外の案件について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議長	挙手全員であります。 よって、議案第16号のうち18番、26番以外の案件については、原案のとおり決定します。
議長	それでは、日程第10、議案第17号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局から説明を求めます。 (永吉副主幹挙手) はい、永吉副主幹。
永吉副主幹	議案第17号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」ご説明いたします。 本議案については、旧法である農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第9の3の(1)の規定により、日光市が作成した農用地利用集積計画（案）を決定するために審議を求められています。また、当該法律も旧法であります。地域計画策定までの経過措置として行うものです。 総会資料は33ページから42ページになります。件数は19件で、面積合計は27筆で、67,691.00平方メートルとなります。 設定をする者（貸付人）、設定を受ける者（借受人）の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。 以上の計画の内容は、旧法である農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	説明が終わりました。 ご質問等ございましたらお受けいたします。 (「なし」の声あり)
議長	それでは、質疑を終結いたします。 議案第18条について、原案のとおり同意することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

議	長	(挙手全員) 挙手全員であります。 よって、議案第 17 号については、原案のとおり決定することに決します。
議	長	続いて、日程第 11、議案第 18 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画 (案) の意見聴取について」を議題とし、事務局の説明を求めます。 (永吉副主幹挙手) はい、永吉副主幹。
永吉副主幹		議案第 18 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画 (案) の意見聴取について」ご説明いたします。 総会資料は 43 ページ、44 ページになります。本議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、日光市が作成した農用地利用集積等促進計画 (案) について、農業委員会の意見を求められています。 当案件は、農地バンクを通して、中間管理権を設定し、新たな借り手へ賃借権を設定するものです。面積は 8 筆で、14,548.00 平方メートル、受人の対象数は 2 名です。 権利の設定を受ける者の住所・氏名及び土地の表示等は記載のとおりです。ご審議をお願いいたします。
議	長	説明が終わりました。 ご質問等ございましたらお受けいたします。 (「なしの声」あり)
議	長	それでは質疑を終結し、採決いたします。 議案第 18 号について、原案に同意することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議	長	挙手全員であります。 よって、議案第 18 号については、原案に同意することに決します。 以上をもちまして、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。 これをもちまして、令和 7 年 2 月日光市農業委員会総会を閉会いたします。 (閉会 午後 4 時 38 分)